

<耐震改修補助に関する質疑回答>

■補強計画について

Q 1、補強壁の腰壁がコンクリートブロックの場合、当該腰壁を基礎として評価できますか？

A 1、設計者が有筋であることを確認した場合、基礎「Ⅲ」として評価できます。
なお、無筋の場合は基礎の評価ができないため、補強工事を行う場合は当該コンクリートブロックの腰壁を含めた改修工事が必要となります。

Q 2、構造用合板で壁長が3尺を超える補強工事を行う場合、合板の下地、張り方等の仕様はありますか？

A 2、既設が土壁の場合、構造用合板は横張も可能とします。既設が土壁でない場合は、柱（90×90以上）を3尺以下で新設し、構造用合板を縦張りで施工してください。

Q 3、耐震補強工事と合わせてリフォーム工事を行う場合、それぞれ別契約とすることができますか？

A 3、耐震改修工事と一連の工事であるため、リフォーム工事を含めた契約にしてください。
なお、工事の着手・完了もリフォーム工事を含めたものとなります。

Q 4、補助対象建築物がE X P増築又は一体増築されている場合、その検証はどの程度必要でしょうか？

A 4、設計者の目視による確認が必要です。申請書に、E X P増築、あるいは一体増築と判断したコメントを記載するとともに、接合部の状況写真を添付してください。
なお、昭和56以降にE X P増築した部分は補助対象外となります。

Q 5、屋根の軽量化工事を行う場合、建物仕様（重い建物、軽い建物）に関わらず補助対象となりますか？

A 5、重い屋根を軽い屋根に改修する場合、改修後の屋根荷重が（財）日本建築防災協会の定める「軽い屋根」に該当すれば補助対象となりますので、個別相談してください。
なお、建物仕様を重い建物から軽い建物にする場合、内壁、外壁等も含めた固定荷重の検証が必要になります。

Q 6、立面図は必要でしょうか？

A 6、東西南北の立面図が必要となります。外部工事の有無に関わらず添付してください。

Q 7、接合部について、平成 12 建告 1460 号に適合する必要がありますか？

A 7、原則として平成 12 建告 1460 号に適合する仕様の接合部「Ⅰ」で補強計画を策定してください。ただし、設計者がホールダウン金物を施工することが適切でないと判断し、申請者の同意が得られている場合等は、接合部「Ⅱ」としてください。
なお、やむを得ず接合部「Ⅱ」の仕様とする場合、施工可能な最良の金物を選択してください。

Q 8、劣化度による低減係数を改善する場合、補助対象となりますか？

A 8、構造耐力上支障のある劣化を改善する場合は補助対象となりますので、個別相談してください。
なお、仕上材の劣化を改善する場合はリフォーム工事として補助対象外となります。

Q 9、伝統工法で診断された住宅を、在来工法の補強計算で改修工事が可能でしょうか？

A 9、個別のケースとして相談してください。

Q 10、個別認定を受けた構造面材に穴あけ施工をする場合、「(財) 日本建築防災協会の評価範囲」や「耐力壁の大臣認定の適用範囲」を外れても、メーカーの自主基準に適合していればよろしいか？

A 10、「(財) 日本建築防災協会の評価範囲」や「耐力壁の大臣認定の適用範囲」を外れる場合、構造面材の耐力は無しとしてください。

Q 11、梁等の横架材が野物の場合、当該野物の下部に受梁を入れて構造用合板の下地とすることは可能でしょうか？

A 11、受梁は入れず、野物の下部に受け材を設けて、直接構造用合板を補強してください。

■N値計算について

Q 12、対応する接合金物は、柱頭・柱脚（通し柱を除く）共に要求されますか？

A 12、柱頭・柱脚（通し柱を除く）共に、セットで要求されます。

Q 13、想定で筋かい補正值をマイナスとしてもよろしいか？

A 13、設計者の判断によるものとしますが、現場で取付ける向きが逆になると補正值がプラスされますので、施工管理に注意してください。

Q 14、補強壁に新たに既設筋かい、土壁等が確認された場合、N値の増減が発生しますか？

A 14、発生します。施工管理に注意してください。

Q 1 5、認定ソフトで補強計算を行った場合、N値計算の資料は必要ですか？

A 1 5、必要となります。

■接合部の金物補強について

Q 1 6、ビス等が「土台、横架材等の小口」、「柱の背割れ、亀裂等」に干渉する場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 1 6、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、接合部の評価は「IV」としてください。

Q 1 7、ビス等が不足する場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 1 7、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、接合部の評価は「IV」としてください。

Q 1 8、柱勝ちの継手にかど金物（プレートタイプ）を施工した場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 1 8、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、接合部の評価は「IV」としてください。

Q 1 9、ホールダウン金物を施工する場合、アンカーボルトを曲げ加工してもよろしいか？

A 1 9、アンカーボルトの曲げ加工はしないでください。

Q 2 0、ホールダウン金物を施工する場合、当該ホールダウン金物にジョイント金具を使用してもよろしいか？

A 2 0、金物の耐力が10kN以下であれば支障ありませんが、10kNを超える場合は個別相談してください。

Q 2 1、ホールダウン金物を施工する場合、柱に枠材等を介して施工してもよろしいか？

A 2 1、メーカーの仕様書等に準拠することが必要となります。

Q 2 2、接合面に段差がある場合、金物を折り曲げて施工してもよろしいか？

A 2 2、金物を折り曲げて施工しないでください。

Q 2 3、取付ける向きが適切でない場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 2 3、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、接合部の評価は「IV」としてください。

Q 2 4、ホールダウン金物（アンカーボルト付）は、何kNから必要になりますか？

A 2 4、金物の耐力が10kN以下であれば必要ありませんが、10kNを超える場合は個別相談してください。

Q 2 5、金物を複数組み合わせた場合、個々の金物の接合耐力の和としてよろしいか？

A 2 5、平成 12 建告 1460 号表 3（ヌ）の場合を除き、2 以上の金物の接合耐力を加算することはできません。

■筋かいの金物補強について

Q 2 6、ビス等が不足する場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 2 6、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、金物の評価は無としてください。

Q 2 7、取付ける向きが適切でない場合、接合部の評価はどうなりますか？

A 2 7、メーカーの仕様書等に準拠することが確認できない場合、金物の評価は無としてください。

■土壁補強について

Q 2 8、土台、横架材等の間に隙間がある場合、土壁の補修は必要でしょうか？

A 2 8、必要になります。当該隙間をモルタル、漆喰等で補修しない場合、土壁の耐力は無しとしてください。

なお、当該隙間を土台や受梁等で塞がないでください。

Q 2 9、換気扇等の開口部（コンセント等の小規模な開口部は除く）がある場合、土壁の耐力を評価はどうなりますか？

A 2 9、土壁の耐力は無しとしてください。

■工事写真について

Q 3 0、工事写真はどのように整理したらよろしいか？

A 3 0、補強壁ごとに、着手前、工事中（解体、接合金物、筋かい金物、土壁補修、構造面材下地、構造面材）、完了が確認できる工事写真を提出してください。

なお、工事写真は A 4 サイズ（カラー、片面印刷）で、A 4 一枚に貼り付ける工事写真は 4 枚以内としてください。

Q 3 1、接合部の金物補強、筋かいの金物補強の工事写真はすべて必要でしょうか？

A 3 1、すべて必要になります。平面図に明示した柱番号ごとに、柱頭、柱脚の工事写真を整理し、工事写真の余白、備考欄等に、柱番号と柱頭、柱脚を明示して提出してください。

なお、工事写真が不備又は不明瞭の場合、補強工事として評価できなくなるので工事管理を徹底してください。

Q 3 2、構造面材（下地材共）の工事写真はすべて必要でしょうか？

A 3 2、すべて必要になります。平面図に明示した壁番号ごとに、工事写真を整理し、工事写真の余白、備考欄等に、壁番号を明示して提出してください。

なお、工事写真が不備又は不明瞭の場合、補強工事として評価できなくなるので現場管理を徹底してください。

Q 3 3、土壁の補修をした場合、工事写真はすべて必要ですか？

A 3 3、すべて必要になります。平面図に明示した壁番号ごとに、工事写真を整理し、工事写真の余白、備考欄等に、壁番号を明示して提出してください。

なお、工事写真が不備又は不明瞭の場合、補強工事として評価できなくなるので現場管理を徹底してください。

■その他

Q 3 4、中間検査の申請時期はいつでしょうか？

A 3 4、接合部の金物、筋かい金物、構造面材の下地等が完了し、最初の構造面材を施工する直前の工程です。

なお、中間検査は最初の構造面材の施工確認も行いますので、接合部の金物、筋かい金物、構造面材の下地等を確認した後、すみやかに構造面材の施工確認ができるよう準備しておいてください。

なお、中間検査申請書に工事契約書の写し（別途設計契約書がある場合はその写しを含む）が必要となります。

Q 3 5、実績報告書の提出期限はいつでしょうか？

A 3 5、工事完了日の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末のいずれか早い日です。

Q 3 6、耐震改修工事に関する仕上工事について、施工面・経済性等の理由から現況復旧が極めて難しい場合、改修後の仕上が改修前と同等あるいは同等以下の場合、補助対象となりますか？

A 3 6、原則、現況復旧としますが、下記の①から④のように、改修後の仕上が改修前より明に安価であるものは補助対象となりますので、個別相談してください。

記

- ①塗壁からPB＋クロス、ベニヤ等
- ②プリント合板から、PB＋クロス、ベニヤ等
- ③タイルからPB＋クロス、ベニヤ等
- ④下見板からサイディング等

Q 37、N 値計算の資料は認定ソフトで計算された場合でも、柱一本ずつの N 値計算書の提出が必要でしょうか？

A 37、必要になります。

N 値の計算根拠が確認できる資料を提出してください。

Q 38、既設筋かいが金物と干渉する場合、当該筋かいを切断し、接合金物を施工してもよろしいか？

A 38、耐震改修は既設の耐力要素を活用することが前提となりますので、施工可能な最良の金物を選択し、既設筋かいは切断しないでください。

Q 39、契約については補助金交付決定後となりますか？

A 39、工事及び設計の契約は、補助金交付決定後としてください。

Q 40、設計・工事管理費と施工が別の場合、補助金申請はそれぞれに出来ますか？

A 40、出来ません。

耐震改修工事に必要な設計・工事管理費と施工を合わせた補助申請となります。
なお、設計・工事管理費と施工が別契約でも支障ありません。

Q 41、補助対象となる工事について、要綱第 5 条に「最も低い階別方向別評点に 0.3 を加算した数値以上かつ総合判定を 1.0 以上とする」とありますが、診断結果が以下の場合、補助金上、各階別方向別の評点は具体的にどれだけ必要ですか？

ケース① 1 階 X 0.55、 1 階 Y 0.85、 2 階 X 0.85、 2 階 Y 0.95

ケース② 1 階 X 0.75、 1 階 Y 0.85、 2 階 X 0.85、 2 階 Y 1.05

A 41、ケース①については、最も低い階別方向別評点は 1 階 X の 0.55 です。

$0.55+0.3=0.85$ なので、すべての方向で 1.0 以上必要となります。

ケース②については、最も低い階別方向別評点は 1 階 X の 0.75 です。

$0.75+0.3=1.05$ なので、1 階 X 方向のみ 1.05 以上で、他は 1.0 以上必要になります。

なお、耐震改修に上限はありませんので、必要な評点に余裕を持たせた改修計画を推奨します。

Q 42、耐震改修工事と合わせて増築工事が可能でしょうか？

A 42、建築基準法に適合していれば可能です。耐震改修工事が増築の要件となっている場合についてはご相談ください。

ただし、増築工事は補助対象外となります。